

令和5年度  
隨時監査結果報告書

平群町監査委員

地方自治法第199条第5項及び平群町監査委員に関する条例第3条に基づく随時監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出する。

## 1. 監査対象

平群町下水道使用料の徴収漏れについて

## 2. 監査期間

令和5年3月29日から令和5年4月14日まで

## 3. 監査の方法

公共下水道地域内において、公共下水道に接続されているにもかかわらず下水道使用料を徴収していないことが判明した。このことについて、水道庁舎において事案の経緯をはじめ関係書類の調査及び水道料金システム状況の確認による監査を実施した。

## 4. 監査対象の事項

### (1) 経緯について

平成25年から公共下水道に接続し使用しているにもかかわらず、下水道使用料の記載がないとの申し出(令和5年2月14日)があり、水道料金システムを確認したところ、公共下水道開始届が提出されているにもかかわらず、6件において下水道料金が徴取されていないことが判明した。これは、下水道料金について水道料金と同時に請求するよう水道料金システムへ入力されていなかったことが原因であった。

### (2) 書類審査及び現地調査について

水道庁舎において書類審査及び事務処理手順と水道料金と同時に請求が行える水道料金システムの確認を行った。また、今回発覚した際に、該当する6件以外においても請求漏れが無いか調査確認をした結果、請求漏れは無いとの報告を受けた。

### (3) 監査の結果

監査の結果、不適切な事務処理と認められる事項は次のとおりである。

ア. 当該対象者における公共下水道使用開始届をすべて確認した結果、使用開始届が提出されているにもかかわらず、下水道使用料金の請求をしていないものについて、以下のとおり確認した。

① 対象件数 6件

② 期 間 平成25年10月分から令和5年1月分まで(9年4カ月)

③ 総 額 2,593,408円

④ うち時効期間の経過により消滅した額 1,201,634円

⑤ 使用料徴収額 1,391,774円 ※③-④

イ. 下水道使用料計算を水道料金と同時に計算し納付書が作成される「水道料金システム」

の確認を行った結果、当該対象の6件は入力されている。

ウ. 再発防止事務として、「水道料金システム」及び申請書については、二重チェックを行う。

これらのことから、十分な事務環境を整えることにより同種事案が再発しないよう努められたい。また、徴収についても対象者に対し十分な説明やお詫びを行いご理解いただくよう努められたい。

なお、請求漏れ債権のうち金1,201,634円（地方自治法第236条）については、時効期間の経過により既に消滅し請求できない債権となっているため（地方自治法第236条）、今後、二度と同じような事態が発生しないようくれぐれも注意されたい。

以上